

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 保安林の指定解除……………（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 国土調査の成果の認証（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…二

告示

- 東京都告示第二十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき秋多都市計画ごみ処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 東京たま広域資源循環組合
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画ごみ処理場事業第一号多摩地域廃棄物エコセメント化施設
- 三 事業施行期間 令和七年一月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
なし
使用の部分
西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内地内

●東京都告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
港区虎ノ門三丁目四十七番一、同番 令和六年十二月三、同番十、同番四十二、同番四十三、四十八番二、同番三及び同番八
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

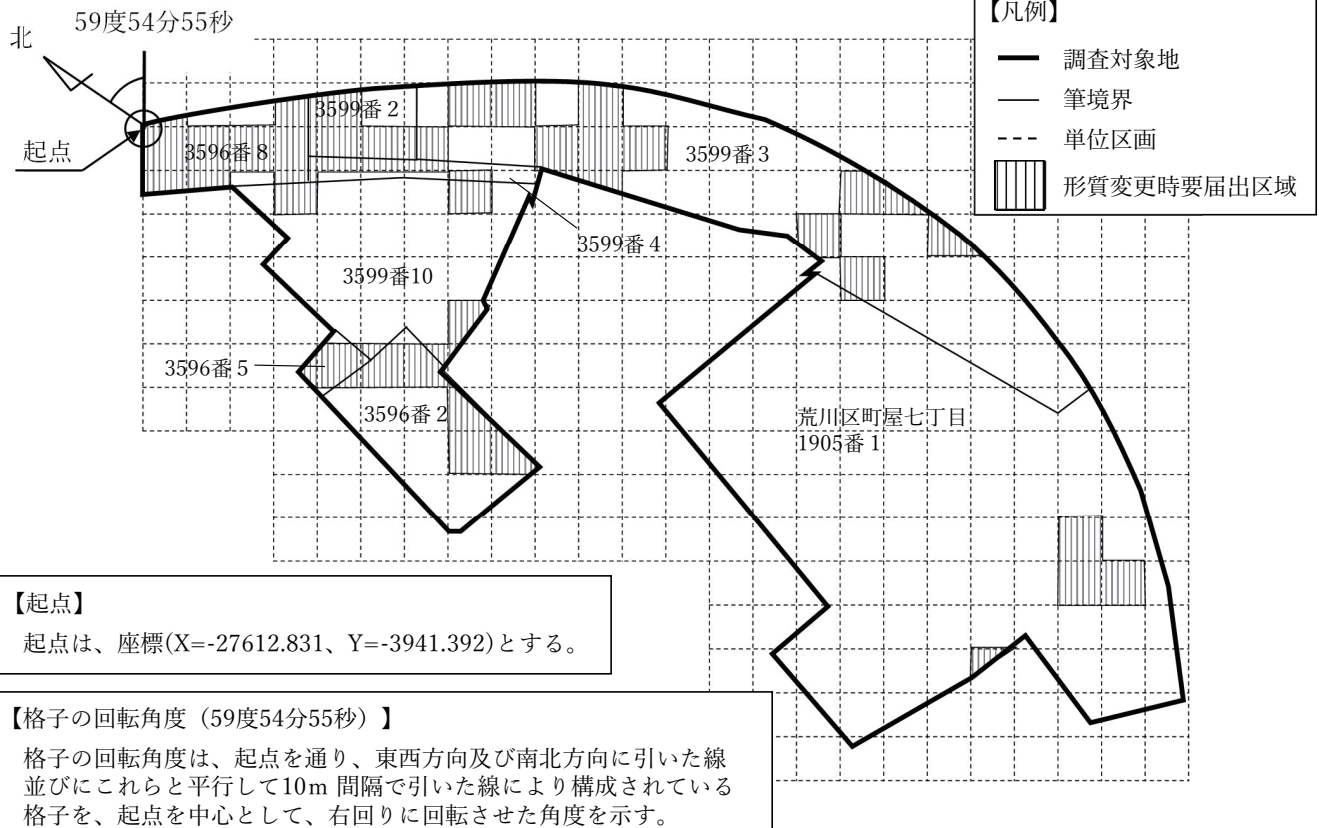
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区町屋七丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



（起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。）

●東京都告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 解除に係る保安林の所在場所
小笠原村父島字釣浜一三番及び字奥村一三六番から一四〇番まで
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

国土調査の成果の認証について
青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年一月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 調査を行った者
青梅市
- 調査を行った期
平成二十九年七月から平成三十一年三月まで
- 成果の名称
青梅市（今寺二丁目地内外）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 青梅市今寺二丁目地内外 域		五 認証年月日 令和六年十二月十八日	国土調査の成果の認証について 青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。 令和七年一月二十日 東京都知事 小 池 百合子	
一 調査を行った者の名称 青梅市		二 調査を行った期間 平成三十年七月から令和二年三月まで	三 成果の名称 青梅市（吹上地内外その2）の地籍図及び地籍簿	
四 調査を行った地 青梅市吹上地内外その2域		五 認証年月日 令和六年十二月十八日	国土調査の成果の認証について 青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。 令和七年一月二十日 東京都知事 小 池 百合子	
一 調査を行った者の名称 青梅市		二 調査を行った期間 令和元年八月から令和三年三月まで	三 成果の名称 青梅市（吹上地内外その3）の地籍図及び地籍簿	
四 調査を行った地 青梅市吹上地内外その3域		五 認証年月日 令和六年十二月十八日		

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
郵便番号	101-0051